

規約

第一章 名 稱

第一條 本黨は労働人民家黨と稱し本部を名古屋市内に置く

第二章 目 的

第二條 本黨は黨の綱領、政策を實現するを目的とする

第三章 構 成

第三條 本黨は黨の綱領に賛成し規約を遵守する個人を以て構成す

第四章 機 關

一、大 會

第四條 大會は黨の最高決議機關にして大會代議員大會は毎年一回中央執行委員會之を召集す

第五條 中央執行委員及本部役員を以て構成す
議長及副議長は大會に於て選舉す
但中央執行委員は黨員三分の一以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす

第六條 大會代議員は支部聯合會より選出するものとす
但特別の事情ある時は中央執行委員會の承認を経て支部より選出するものとす

第七條 大會は代議員二分の一以上の出席あるに非ざれば議決することを得ず

第八條 大會の議事は出席代議員過半数を以て決す可と同數なる時は議長之を決す

第九條 大會は中央執行委員長一名、書記長會計各一名、會計監督一名及中央執行委員若干名を選挙するものとす

二、中央執行委員會

第十條 中央執行委員會は大會より次期大會迄の最高執行機關にして大會に對して責任を負ふものとす

第十一條 中央執行委員會は常任執行委員若干名を選挙し中央執行委員會の事務を代行せしむることを得

第十二條 中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調査、事業、出版、機關紙報等の各部を設くることを得

第十三條 各部は部長一名、部長若干名を以て構成し中央執行委員會の統制を受く

第十四條 中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す

三、執行委員會

第十五條 執行委員會は左の役員を以て構成し職務を執行す

一、中央執行委員長 一名

一、常任中央執行委員 若干名

一、書記長 一名

一、會計長 一名

一、部長 若干名

第十六條 中央執行委員長は黨を代表して職務を總辦す

一、總會 二、幹部會

第十七條 支部は必要に應じ分會を設置することを得

第十八條 支部は黨員名簿、役員名簿、支部規約等に本部費一ヶ年分を割へ中央執行委員會に届出でその承認を受けるを要す

第十九條 支部規約は黨の支部規約準則に據ることを要す

支部聯合會

第二十條 同一衆議院議員選舉區内に二ヶ以上の支部ある時は支部聯合會を組織するものとす

第二十一條 支部聯合會には左の機關を置く

一、大會 二、執行委員會

支部聯合會規約は黨の支部聯合會規約準則に據るものとす

支部聯合會規約の承認を受けるを要す

第二十二條 支部聯合會の組織は必ず黨中央執行委員會の承認を受けるを要す

第六章 黨費及會計

第二十三條 黨費は黨員一人に付一ヶ年金三十錢宛とす

第二十四條 黨費は一定率を以て本部、支部聯合會及支部に分配す

第二十五條 黨の預算は中央執行委員會に於て作製し大會の協賛を経るを要す

但し中央執行委員會に於て三分の二以上の同意ありたる時は臨時費を徵集し又は臨時支出を爲すことを得

第二十六條 黨費の決算は大會の承認を経るを要す

第二十七條 納入したる黨費及寄附金等は一切返戻せず會計年度は毎年十一月一日より翌年の十一月三十一日までとす

第七章 加入及脱退

第二十八條 本黨に加入せんとするものは住所、氏名、年齢、職業等を明記し黨費一ヶ年分以上を割へ本部又は支部へ申出べし

第二十九條 黨員にして入黨を承認したるものに對しては黨員章を交付す

第三十條 黨員にして脱退せんとするものはその理由を具し黨員章、黨員徽章等を添へ届出づべし

第八章 罰 則

第三十一條 黨員にして左の二に該當するものは中央執行委員會又は大會に於て除名することを得

一、黨の綱領規約決議等に違背したるもの

二、黨の面目を汚損したるもの

三、黨の統制を紊したるもの

第三十二條 前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す

第九章 附 則

第三十三條 黨の綱領及規約は大會出席代議員三分の二以上の賛成するに非ざれば變更することを得

第三十四條 本規約施行に關する細則、支部、支部聯合會の規約準則及び大會代議員選出比率等は中央執行委員會に於て之を定む

別 表

第三十五條 黨大會の代議員選出率は左の通り之を定む

支部聯合會會員百名毎に一名、但し總數五十名以上の場合は一名を加ふることを得

規約施行細則入黨手續

一、本黨の黨員たらんことを入黨申込書に所定(原籍、現住所、氏名、年齢、職業、所属團體)の記入をなし規定の黨費を添附し最寄の支部若くは支部分會に申込むべし、最寄の支部なき場合は又はその他の場合に於ては直接本部に申込むべし

二、入黨申込を受けたる場合は中央執行委員會に於て之を審査し其入黨を許可する者には黨員證を交付するものとす